

平成28年10月3日

日本鉄リサイクル工業会
会員各位

環境委員会

金属廃棄物に関する会員の意識調査

昨今、不適切な雑品スクラップによって引き起こされる港湾火災事故が多発しています。また、国内では家電などの廃棄物を不法に取り扱う不適正なスクラップヤード等が増加しています。

これらを受け、**現在、国において、廃棄物処理法を改正して、使用済みの家電や小型電子機器等の保管等に対する規制を強化する方向で、急ぎ検討が進められています。**

法改正の詳細については、**国においても現在検討中**とのことでもあり現時点では不明ですが、「使用済み物品等に関する鳥取県条例」を参考にして、以下の3パターンを可能性のある選択肢として議論されているようです。

- ① 幅広く金属くずなどを対象として、当該物を取り扱うヤード等に対する届出制を導入するとともに、鳥取県条例と同程度の保管基準の遵守を義務づける。
- ② 使用済みの家電・小型電子機器などに対象を限定し、当該物を取り扱うヤード等に対する届出制を導入するとともに、鳥取県条例と同程度の保管基準を義務づける。
- ③ 使用済みの家電・小型電子機器などに対象を限定し、これが（有価一無価を問わず）廃棄物処理法上の廃棄物であることを法律で明確に位置づけ、**廃棄物処理法の各種許可を義務づける。**

工業会としては、**国に対して工業会会員の考えを説明するためにも**、急ぎ会員各位に対し下記のアンケートを実施したいと考えています。お手数ですが、是非ともご協力の程、よろしく願いいたします。

尚、「**使用済み物品等に関する鳥取県条例**」については、アンケートの終わりにその内容を添付していますので、ご参考にしてください。

また、アンケートの集計作業は、今回、工業会事務局内で行っていただきます。個々のアンケートについては、事務局外に決して開示しませんので、ご安心ください。

★今回のアンケートは、経産省の調査とは別のものです。工業会事務局に返信してください。

以上

1. パターン①「幅広く金属くずなどを対象として、当該物を取り扱うヤード等に対する届出制を導入するとともに、鳥取県条例と同程度の保管基準の遵守を義務付ける」案が実現した場合

- 1) 貴社のヤードは対応することが可能ですか
 - a. 既に基準を満たしているので問題ない
 - b. 今は基準を満たしていないが、改善できる
 - c. 基準を満たすのは困難である
(c.を選んだ場合、満たすのが困難な基準を記載してください)

- 2) 貴社の経営に影響が生じると思われますか
 - a. ほとんど影響はない
 - b. やや影響を受ける
 - c. かなり影響を受ける
 - d. 深刻な影響を受ける

- 3) 貴社の周辺に立地する不適正なスクラップヤード等に関して、法改正後にどのような影響が生じると思われますか。
 - a. 多くが廃業するのではないか
 - b. 多くは基準を守るようになるのではないか
 - c. 多くは基準を守ることなく現状通りの営業を続けるのではないか

- 4) 貴社はこの廃棄物処理法改正を検討していることについてどう考えますか。
 - a. 自社の差別化が図れるので改正に賛成
 - b. 自社の経営に悪影響が懸念されるので改正に反対
 - c. その他 ()

2. パターン②「使用済みの家電・小型電子機器などに対象を限定し、当該物を取り扱うヤード等に対する届出制を実施するとともに、鳥取県条例と同程度の保管基準の遵守を義務付ける」案が実現した場合

- 1) 貴社のヤードは対応することが可能ですか
 - a. 規制対象物を扱っていない又は既に基準を満たしているので問題ない
 - b. 今は基準を満たしていないが、改善できる
 - c. 基準を満たすのは困難である
(c.を選んだ場合、満たすのが困難な基準を記載してください)

- 2) 貴社の経営に影響が生じると思われますか
 - a. ほとんど影響はない
 - b. やや影響を受ける
 - c. かなり影響を受ける
 - d. 深刻な影響を受ける

3) 貴社の周辺に立地する不適正なスクラップヤード等に関して、法改正後にどのような影響が生じると思われますか。

- a. 多くが廃業するのではないか
- b. 多くは基準を守るようになるのではないか
- c. 多くは基準を守ることなく現状通りの営業を続けるのではないか

4) 貴社はこの廃棄物処理法改正を検討していることについてどう考えますか。

- a. 自社の差別化が図れるので改正に賛成
- b. 自社の経営に悪影響が懸念されるので改正に反対
- c. その他 ()

3. パターン③「使用済みの家電・小型電子機器などに対象を限定し、これらが廃棄物処理法上の廃棄物であることを法律で明確に位置づけ、廃棄物処理法の各種許可を義務付ける」案が実現した場合

1) 貴社のヤードは対応することが可能ですか

- a. 規制対象物を扱っていない又は既に基準を満たしているので問題ない
- b. 今は基準を満たしていないが、改善できる
- c. 基準を満たすのは困難である
(c.を選んだ場合、満たすのが困難な基準を記載してください)

2) 貴社の経営に影響が生じると思われますか

- a. ほとんど影響はない
- b. やや影響を受ける
- c. かなり影響を受ける
- d. 深刻な影響を受ける

3) 貴社の周辺に立地する不適正なスクラップヤードに関して、法改正後にどのような影響が生じると思われますか。

- a. 多くが廃業するのではないか
- b. 多くは基準を守るようになるのではないか
- c. 多くは基準を守ることなく現状通りの営業を続けるのではないか

4) 貴社はこの廃棄物処理法改正を検討していることについてどう考えますか。

- a. 自社の差別化が図れるので改正に賛成
- b. 自社の経営に悪影響が懸念されるので改正に反対
- c. その他 ()

4. (追加質問)

- 1) 貴社は、環境面に配慮しない不敵性なスクラップヤード等が周辺に立地することで、不利な競争を強いられ、経営上影響を受けていると感じますか。
- a. ほとんど影響はない
 - b. やや影響を受けている
 - c. かなり影響を受けいる
 - d. 深刻な影響を受けている
- 2) 何らかの使用済み物品が規制されることで不適正なスクラップヤード等がなくなり、適正な経済競争の環境になるというメリットも考えられるが、どのような案が最も効果的と思われますか
- a. パターン①の「幅広く金属くずなどを対象として、当該物を取り扱うヤード等に対する届出制を導入するとともに、鳥取県条例と同程度の保管基準の遵守を義務付ける」案に賛成
 - b. パターン②の「使用済みの家電・小型電子機器などに対象を限定し、当該物を取り扱うヤード等に対する届出制を導入するとともに、鳥取県条例と同程度の保管基準の遵守を義務付ける」案に賛成
 - c. パターン③の「使用済みの家電・小型電子機器などに対象を限定し、これが廃棄物処理法上の廃棄物であることを法律で明確に位置づけ、廃棄物処理法の各種許可を義務付ける」案に賛成
 - d. いずれの品目についても規制の強化には反対
 - e. その他
()
- 3) 国においては、使用済みの家電・小型電子機器などを主な対象にすることを検討しているようであるが、ほかに規制を強化すべきと思われる物品があれば、自由に記載してください。
()

以上

(参考資料) 「使用済み物品等に関する鳥取県条例」について

使用済み家電をはじめとした使用済み物品の放置を防止して生活環境を保全するため、平成27年度に鳥取県議会により可決された条例です。使用済み物品を収集する事業者に対して以下のような規制を実施。廃棄物処理法よりは穏やかな規制と言えます。

- 使用済み物品を扱う業を行う場合、県に届け出
- 使用済み物品の保管基準の遵守が必要

<鳥取県条例と廃棄物処理法の規制の比較>

	鳥取県条例	廃棄物処理法
対象	使用済み物品（金属及びその他の素材を用いたものを含む）	廃棄物
内容	・業の届け出 ・保管基準 等	・業の許可（住民同意等を含む） ・保管基準 ・処分基準

★★<鳥取県条例における保管基準>★★

使用済み物品が屋外で保管されている場合、次のような保管基準を満たす必要があります。

1. (囲い) 周囲に十分な高さの囲いが設けられ、周囲の景観保護に配慮されていること。
(十分な高さ) 地面から1.8m以上の高さの囲いが必要
(素材) 鋼製ネットフェンス、波形亜鉛引鉄板等の使用
(目視可能性) 囲いのいずれかの一面に内部が目視できる窓があること
(支柱) 支柱が耐久性のある材質であること
(施錠) 出入口が施錠されていること
(過重負荷) 使用済み物品の過重が直接かかる構造の場合、過重負荷に耐えられること
2. (飛散・流出防止) 使用済み物品が飛散・流出しないように、必要に応じてシートがけ等の対策がとられていること。
3. (汚水流出・地下浸透防止) 汚水や油、又は廃液が漏れ出したり、地下浸透しないような十分な対策がとられているか。(例：油水分離槽、流出防止堤、コンクリート打ち、遮水マット) 主に、①農機具・バイク等、オイルタンクを有する発動機をついた機具、②ファンヒーター等、油を燃料とする暖房機具、③雨ざらしとなることで内部の基盤等から有害な物質の流出の懸念が強い機器を想定。
4. (悪臭防止) 悪臭が発散しないように、必要に応じてシートがけや容器保存等の対策がとられていること。
5. (害虫対策) ねずみや害虫等が発生しないように、整理・整頓・清掃が行われていること。
6. (積み上げ基準) 使用済み物品の保管にあたって、高さに充分注意し（廃棄物処理法でいう「廃棄物の保管の高さ」に準ずるように）保管されていること。

尚、鳥取県のホームページに「使用済み物品放置防止条例・事業者用手引き」が公開されていますので、ご参照ください。<http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1018919/manual.pdf>

支部名 _____
会社名 _____
回答者 _____

1.(1) a. b. c.
cを選んだ場合の困難な基準 (_____)

(2) a. b. c. d.

(3) a. b. c.

(4) a. b. c.
cを選んだ場合の考え (_____)

2.(1) a. b. c.
cを選んだ場合の困難な基準 (_____)

(2) a. b. c. d.

(3) a. b. c.

(4) a. b. c.
cを選んだ場合の考え (_____)

3.(1) a. b. c.
cを選んだ場合の困難な基準 (_____)

(2) a. b. c. d.

(3) a. b. c.

(4) a. b. c.
cを選んだ場合の考え (_____)

4.(1) a. b. c. d.

(2) a. b. c. d. e.
eを選んだ場合の考え (_____)

(3) 規制強化が必要な物品 (_____)

10月21日(金)までにご解答の上、FAXお願いします。